

民間企業等での管理職経験者を対象とした 令和7年度大分県公立学校「校長」採用候補者選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

民間企業等での豊かな経験を持ち、柔軟な発想や企画力、組織運営能力をいかした学校経営ができる優れた人材を県内の市町村立学校又は県立高等学校の校長採用候補者として選考するために行う。

2 求められる民間人校長像

民間企業等で培った柔軟な発想や企画力、組織運営能力を有し、教職員の意識改革及び学校組織の改革への意欲に富んでいる者

3 募集内容

- (1) 人数 1人（選考の結果、合格者がいない場合もある。）
- (2) 採用予定時期 令和7年1月
大分県教育委員会事務局職員として採用して研修等を実施後、令和7年4月1日に大分県市町村立学校又は大分県立高等学校の校長として任用する予定である。

4 受験資格

次の各号のいずれの要件にも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 昭和42年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者
- (4) 民間企業等において管理職である者又はそれと同等の経験を有する者
- (5) 令和3年度、令和4年度及び令和5年度実施の本試験をいずれも受験していない者
- (6) 出願時点で、公務員及び国公立学校・学習塾・予備校等の教育職でない者
- (7) 県内のどこにでも赴任できる者

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法（抜粋）

（校長・教員の欠格事由）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考基準

選考は、次の各号に定める基準を考慮し、民間企業等での管理職としての経験、面接試験の結果等の客観的な資料により行う。

- (1) 優れた識見と教育に対する確かな理念を有していること。
- (2) 指導力に富み、マネジメント感覚に秀でていること。
- (3) 具体的な学校経営ビジョンを有していること。
- (4) 社会の動向に対する洞察力と先見性を有していること。
- (5) 家庭・地域と連携して、開かれた学校づくりを推進できる能力を有していること。

6 出願等手続

- (1) 出願期間及び提出方法等

出願期間	令和6年7月24日(水)9:00から8月16日(金)17:15まで
------	-----------------------------------

提出は、原則下記のインターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法とする。ただし、インターネットに接続できる環境にない等、やむを得ない場合のみ個別に対応するので、(2)の提出先まで連絡すること。

インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法について

- ① 次の URL（若しくは右の二次元コード）から申請フォームへアクセスし、「ログインして申請に進む」を選択してログインする。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/R7minkan-kouchou>

- ※ Graffer アカウントを初めて取得する場合は、次の URL（若しくは右の二次元コード）から大分県電子申請ポータルサイトの「電子申請システムのアカウント作成方法」へアクセスして Graffer アカウントの作成方法を確認すること。

<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

- ※ アカウント作成の際は、「申請」後のメールの送受信に使用するメールアドレスを入力すること。
- ② 入力項目ごとの指示に従い入力し、作成した(3)の提出ファイルをアップロードすること。
 - ※ 「申請」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。万が一「申請」後に修正の必要が生じた場合は、出願期間内に限り修正を認める。この場合、(2)の提出先に修正依頼の連絡をすること。
 - ※ 申請が受け付けられると登録したメールアドレスに「申請受付のお知らせ」のメールが届く。申請の詳細は、メール文中の URL から確認すること。問い合わせ時に必要になるので、「申請日」と「申請番号」を控えておくこと。
 - ※ システムの操作等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク（電話 097-506-2457：受付時間 8:30～17:15（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））に問い合わせること。

- (2) 提出先

大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班（大分県庁舎別館 7階）

郵便番号 870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 電話(097)506-5517

(3) 提出ファイル

下記提出ファイル①～③（様式1、2、3）は、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/r7minkan-kouchou.html> ※右の二次元コードよりアクセス可）からダウンロードすること。



	提出ファイル	注意事項等
①	願書 (様式1)	・各項目にもれなく入力し、Excel ファイルを作成すること。 ・各項目についての注意（ファイル中に記載）を参照すること。
②	自己アピール書 (様式2)	・Word ファイルを作成すること。 ・入力についての注意（ファイル中に記載）を参照すること。
③	レポート (様式3)	・下記のテーマで Word ファイルを作成すること。 ・テーマ 「私のめざす学校づくり」 知・徳・体の調和のとれた子どもを育成するために、学力・体力の向上や豊かな心の育成など、保護者や地域社会から信頼される学校づくりが求められています。この中で期待された成果を挙げるために、どのような学校運営を行うのか、具体的に記述すること。 ・入力についての注意（ファイル中に記載）を参照すること。
④	写真	・最近3ヵ月以内に撮影した本人の上半身、正面、無帽の画像（10MB 以内の JPEG ファイル）とすること。 ・白黒、カラーは問わない。

- (注意) ア 提出ファイル及び入力事項に不備がある場合は、受け付けないことがある。
イ 提出ファイルについては、理由のいかんを問わず返却しない。
ウ 受験料は不要である。

7 第1次選考

(1) 選考内容

選考	内容等
書類選考	提出ファイル①～③による。

(2) 選考結果

第1次選考の結果は、令和6年9月6日（金）午前9時、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/r7minkan-kouchou.html>）に第1次選考の合格者の受験番号を掲載するとともに、別途出願者全員宛て大分県電子申請システムにて通知する。

8 第2次選考

第1次選考の合格者について、以下のとおり、第2次選考を実施する。

なお、日程及び試験場等の詳細は、第1次選考結果通知時に併せて指示する。

(1) 期 日

令和6年9月15日（日）

(2) 試験場

大分県庁舎内

(3) 選考内容

選考	内容等
面接Ⅰ	個人面接（自己アピール書及びレポートの内容に関する面接）
面接Ⅱ	個人面接

(4) 選考結果

第2次選考の結果は、令和6年9月24日（火）午前9時、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/r7minkan-kouchou.html>）に第2次選考の合格者の受験番号を掲載するとともに、別途第2次選考の受験者全員宛て文書で通知する。

(注意) 第2次選考の成績上位から合格者を決定するが、採用予定者数内であっても、適性が認められないと判断される場合は、合格者としなないことがある。

9 得点等の送付

各選考において、選考結果とともに第1次試験の総合点若しくは第2次試験の総合点を、受験者へ通知する。

10 合格者の行う手続等

- (1) 第2次選考の合格者には採用内定者として必要な手続について通知する。
- (2) 第2次選考の合格者は、指定する日までに健康診断書（所定用紙）を提出すること。詳細は、第2次選考合格者に対して通知する。
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、校長としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

11 その他

採用された場合、毎年度末に校長として取り組んだ学校運営に関するレポートの提出を求める。
※レポート作成についての詳細は、別途通知する。

(参考)

- (1) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。
(参考) 職員の給与に関する大分県人事委員会勧告資料（令和5年10月3日勧告）

小・中学校長の平均給料月額（基本給）	443,201円
〃 平均給与月額（基本給及び諸手当）	513,500円
- (2) 一般職の地方公務員となるため、採用後は、営利企業等への従事は原則として認められない。
- (3) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年大分県条例第13号）の規定が適用される。ただし、本選考試験により校長として任用された者は、特例任用校長として任用される資格を有する者とみなす。

【問合せ先】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5517

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/gakkokyoiku/r7minkan-kouchou.html>

ホームページ
二次元コード

